

無通帳口座「インターネット定期預金口座」に関する特約

2025 年 1 月 1 日現在

1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、あいぎんA i ダイレクトの定期預金口座開設・預入機能より開設いただいた定期預金口座（以下、「本口座」といいます。）を無通帳口座としてご利用いただく場合の事項を定めるものです。無通帳口座とは、通帳の発行に代えて、あいぎんA i ダイレクトを利用して、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細等をご確認いただく口座をいいます。なお、本特約は本口座において通帳を発行いただいた時点で適用されないものとなります。
- (2) 本口座は、あいぎんA i ダイレクトご利用規定を、定期預金共通規定はじめとする各種規定（以下、「関連規定」といいます。）による他、本特約により取り扱います。なお、関連規定と本特約とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに関わらず、本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) また、特段の定めのない限り、関連規定における定義は本特約においても適用されるものとします。

2. 通帳の不発行

本口座では、関連規定にかかわらず通帳は発行しないものとします。ただし、当行所定の手続きをお取りいただくことにより、通帳発行方式に変更することができます。

3. 通帳不発行に伴う取扱い

- (1) 本口座では、当行の現金自動預入支払機（「A T M」といいます）でのお取引がご利用いただけません。
- (2) 本口座では、定期預金の残高・預入明細等は、当行の「あいぎんアプリ」「あいぎんA i ダイレクト」の照会サービスにより確認するものとします。また、定期的なお取引明細の送付等も行いません。
- (3) お客さまが取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。

4. 店頭窓口での取り扱い

本口座では、原則として店頭窓口でのお取引はできません。ただし、当行が認めた場合は次の取引等が行えるものとします。

- (1) 本口座の解約、または一部解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額等を記入のうえ、本口座の代表口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。
ただし、解約元利金は代表口座に入金するものとします。
- (2) 本口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、本口座の代表口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。
- (3) 前各項の場合のほか、関連規定により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該関連規定に定める通帳に代えて、代表口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。

5. 特約の解約

- (1) 当行所定の手続により、本口座について通帳発行方式への変更が完了した場合には、本特約も解約となります。
- (2) その他本特約に違反した場合には、当行はお客さまに通知することなく本特約を解約することができるものとします。

6. 免責事項

本特約および特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

7. 本特約の変更

- (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上